

新旧対照表（事業契約書案） 全般

頁	章	節	項	目	その他	旧	新
						横浜市下水道局北部汚泥処理センター 消化ガス発電設備整備事業 事業契約書(案) (修正版)	横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター 消化ガス発電設備整備事業 事業契約書(案)
						平成 17 年 1 月 25 日	平成 19 年 11 月 13 日
						下水道局	環境創造局
						汚泥処理センター	汚泥資源化センター

新旧対照表（事業契約書案） 冒頭部分

番号	番号	番号	旧	新
3			平成17年[]月[]日から平成39年3月31日まで	平成20年[]月[]日から平成42年3月31日まで
4	(2)		新規発電設備(電力)1 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から20年間又は平成39年3月31日 までの期間のうちいずれか短い期間	新規発電設備(電力)1 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から20年間又は平成42年3月31日 までの期間のうちいずれか短い期間
4	(2)		新規発電設備(電力)2 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から20年間又は平成39年3月31日 までの期間のうちいずれか短い期間	新規発電設備(電力)2 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から20年間又は平成42年3月31日 までの期間のうちいずれか短い期間
4	(2)		新規発電設備(電力)3 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から20年間又は平成39年3月31日 までの期間のうちいずれか短い期間	新規発電設備(電力)3 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から20年間又は平成42年3月31日 までの期間のうちいずれか短い期間

番号	番号	番号	旧	新
4	(2)		更新対象外既設発電設備(取合工事後)(電力) 支払期間 取合工事に係る完了確認通知書受領日の翌日から平成[]年[]月[]日までの期間	更新対象外既設発電設備(取合工事後)(電力) 支払期間 取合工事に係る完了確認通知書受領日の翌日から更新対象外既設発電設備の廃止 までの期間又は平成42年3月31日までの期間のうちいずれか短い期間
4	(2)		新規発電設備(温水)1 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から20年間又は平成39年3月31日 までの期間のうちいずれか短い期間	新規発電設備(温水)1 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から20年間又は平成42年3月31日ま での期間のうちいずれか短い期間
4	(2)		新規発電設備(温水)2 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から20年間又は平成39年3月31日 までの期間のうちいずれか短い期間	新規発電設備(温水)2 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から20年間又は平成42年3月31日ま での期間のうちいずれか短い期間
4	(2)		新規発電設備(温水)3 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から20年間又は平成39年3月31日 までの期間のうちいずれか短い期間	新規発電設備(温水)3 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から20年間又は平成42年3月31日ま での期間のうちいずれか短い期間
4	(2)		更新対象外既設発電設備(取合工事後)(温水) 支払期間 取合工事に係る完了確認通知書受領日の翌日から平成29年3月31日までの期間	更新対象外既設発電設備(取合工事後)(温水) 支払期間 取合工事に係る完了確認通知書受領日の翌日から更新対象外既設発電設備の廃止 までの期間又は平成42年3月31日までの期間のうちいずれか短い期間
4	(2)		上記支払利息の計算に用いる金利は、ロンドンにおける銀行間取引金利である6ヶ月 物円変動金利を10年物円固定金利に交換する際の金利のうち、...	上記支払利息の計算に用いる金利は、東京時間午前10時にテレレート17143頁に 発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE(TSR)6 カ月 LIBOR ベース10年もの (円 - 円)スワップレート中値(ロンドンにおける銀行間取引金利である6ヶ月物円変動 金利を10年物円固定金利に交換する際の金利)のうち、...

番号	番号	番号	旧	新
4	(3)	(a)	新規発電設備 1(電力) 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成 39 年 3 月 31 日までの期間	新規発電設備 1(電力) 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成 42 年 3 月 31 日までの期間
4	(3)	(a)	新規発電設備 2(電力) 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成 39 年 3 月 31 日までの期間	新規発電設備 2(電力) 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成 42 年 3 月 31 日までの期間
4	(3)	(a)	新規発電設備 3(電力) 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成 39 年 3 月 31 日までの期間	新規発電設備 3(電力) 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成 42 年 3 月 31 日までの期間
4	(3)	(a)	既設発電設備(取合工事前既設発電設備を含む)(電力) 基本料金対象維持管理運営費[]円。 支払期間 維持管理・運営期間開始日から最後の既設発電設備運転停止日までの期間	(削除)
4	(3)	(a)	更新対象外既設発電設備(取合工事後)(電力) 支払期間 取合工事に係る確認通知受領日の翌日から平成[]年[]月[]日までの期間	更新対象外既設発電設備(平成 22 年 4 月 1 日から)(電力) 支払期間 平成 22 年 4 月 1 日から既設発電設備の廃止までの期間又は平成 42 年 3 月 31 日までの期間のうちいずれか短い期間
4	(3)	(a)	新規発電設備 1(温水) 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成 39 年 3 月 31 日までの期間	新規発電設備 1(温水) 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成 42 年 3 月 31 日までの期間
4	(3)	(a)	新規発電設備 2(温水) 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成 39 年 3 月 31 日までの期間	新規発電設備 2(温水) 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成 42 年 3 月 31 日までの期間

番号	番号	番号	旧	新
4	(3)	(a)	新規発電設備 3(温水) 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成 39 年 3 月 31 日までの期間	新規発電設備 3(温水) 支払期間 引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成 42 年 3 月 31 日までの期間
4	(3)	(a)	更新対象外既設発電設備(取合工事後)(温水) 支払期間 取合工事に係る確認通知受領日の翌日から平成[]年[]月[]日までの期間	更新対象外既設発電設備(平成 22 年 4 月 1 日から)(温水) 支払期間 平成 22 年 4 月 1 日から既設発電設備の廃止までの期間又は平成 42 年 3 月 31 日までの期間のうちいずれか短い期間
4	(3)	(b)	発電設備共通 支払期間 維持管理・運営期間開始日から平成 39 年 3 月 31 日までの期間	発電設備共通 支払期間 維持管理・運営期間開始日から平成 42 年 3 月 31 日までの期間
7			7. 支払場所 横浜市環境創造局出納事務取扱店	7. 支払場所 横浜市下水道事業出納取扱金融機関
署名欄	契約日付		平成 17 年[]月[]日	平成 20 年[]月[]日

新旧対照表（事業契約書案） 条文

頁	章	節	条	項	号	旧	新
1	第 1		第 1	1	(1)	「維持管理・運営期間」とは、維持管理・運営準備期間終了の翌日から事業期間終了日までの期間をいう。	「維持管理・運営期間」とは、最初の新規発電設備の運転を開始した日から事業期間の終了日までの期間をいう。
1	第 1		第 1	1	(13)	平成 20 年 3 月 31 日	平成 22 年 3 月 31 日
2	第 1		第 1	1	(19)	平成 16 年 11 月 2 日	平成 19 年 11 月 20 日
2	第 1		第 1	1	(22)	平成 39 年 3 月 31 日	平成 42 年 3 月 31 日
2-3	第 1		第 1	1	(33)	「全体施設」とは、消化ガスを使用した電力及び温水供給を目的とする発電設備等及び発電機棟の総称をいう。	「全体施設」とは、消化ガスを使用した電力及び温水供給を目的とする発電設備等及び発電機棟の必要部分の総称をいう。ただし、平成 22 年 3 月 31 日までは、更新対象外既設発電設備と、更新対象既設発電設備は含まれない。また、「必要部分」の定義は業務要求水準書、応募者提案等による。
3	第 1		第 1	1	(39)	「発電機棟」とは、横浜市鶴見区末広町1丁目 6 番地の 1 所在の業務要求水準書添付の「北部汚泥処理センター全体図及び事業対象箇所」において示された発電機棟並びに建設付帯設備をいう。	「発電機棟」とは、横浜市鶴見区末広町 1 丁目 6 番地の 1 所在の業務要求水準書添付の「北部汚泥資源化センター全体図及び事業対象箇所」において示された発電機棟並びに建設付帯設備のうち、業務要求水準書、応募者提案等で規定される乙の管理範囲に含まれる部分をいう。
3	第 1		第 1	1	(40)	ただし、第 35 条に従い解体撤去が完了したものは除く。	ただし、応募者提案に従い、平成 22 年 4 月 1 日以降は更新対象外既設発電設備を含む。
4	第 2		第 4	1		乙は、乙の費用負担において、本契約並びに公募要項等及び応募者提案に従って、更新対象既設発電設備の撤去並びに新規発電設備の設計及び建設を行い、かつ、事業期間にわたり全体施設の維持管理及び運営の計画及び実施を行うものとする。更新対象外既設発電設備については、応募者提案に従い取り扱うものとする。	乙は、乙の費用負担において、本契約並びに公募要項等及び応募者提案に従って、更新対象既設発電設備の撤去並びに新規発電設備の設計及び建設を行い、かつ、新規発電設備の維持管理及び運営の計画及び実施を行うものとする。(追加:なお、平成 22 年 4 月 1 日以降の)更新対象外既設発電設備については、応募者提案に従い取り扱うものとする。

頁	章	節	条	項	号	旧	新
4	第2		第4	2			(追加) 甲は、甲の費用負担において、乙が当該施設を廃止するまでの期間、更新対象既設発電設備の維持管理及び運営の計画及び実施を行う。また、甲は、甲の費用負担において、更新対象外既設発電設備の維持管理及び運営の計画及び実施を、平成22年3月31日まで行う。
4	第2		第4	5		事業期間中、甲は、乙に対し、本契約の定めるところに従い、発電機棟、本件土地、撤去前にあっては既設発電設備、新規発電設備の所有権引渡後にあっては当該新規発電設備及び更新対象外既存発電設備を無償で使用許可する。	事業期間中、甲は、乙に対し、本契約の定めるところに従い、発電機棟、本件土地、(削除:撤去前にあっては既設発電設備)新規発電設備の所有権引渡後にあっては当該新規発電設備、(追加:平成22年4月1日以降にあっては)更新対象外既存発電設備を無償で使用許可する。
4	第2		第5	1		乙は、商法(明治32年法律第48号。改正後の規定を含む。)が規定する株式会社とし、その本社の本店所在地は横浜市に置くものとする。	乙は、 <u>会社法(平成17年法律第86号。改正後の規定を含む。)</u> が規定する株式会社とし、その本社の本店所在地は横浜市に置くものとする。
5	第2		第9	1		甲は、維持管理及び運営を開始する日をもって、本件土地、発電機棟、既設発電設備及びその他付随する設備を、乙が本事業を遂行するのに必要な範囲で、無償で使用するものとする。また、甲は、甲が新規発電設備の所有権を取得した日をもって、乙に新規発電設備を、乙が本事業を遂行するのに必要な範囲で、使用の許可をするものとする。	甲は、維持管理及び運営を開始する日をもって、本件土地、発電機棟(削除: <u>既設発電設備</u>)及びその他付随する設備を、乙が本事業を遂行するのに必要な範囲で、無償で使用するものとする。また、甲は、甲が新規発電設備の所有権を取得した日をもって、乙に新規発電設備を、乙が本事業を遂行するのに必要な範囲で、(追加:無償で)使用の許可をするものとする。 (追加) 更新対象外新規発電設備については、応募者提案にしたがって、平成22年4月1日以降に、乙が本事業を遂行するのに必要な範囲で、無償で使用するものとする。

頁	章	節	条	項	号	旧	新
5	第2		第9	3		乙は、本契約の期間中、乙の受けた使用許可に係る本件土地、発電機棟、既設発電設備、新規発電設備及びその他付随する設備を善良な管理者の注意をもって管理を行う義務を負うものとする。	乙は、 <u>使用許可を受けている期間中</u> 、乙の受けた使用許可に係る本件土地、発電機棟、(追加:更新対象外)既設発電設備、新規発電設備及びその他付随する設備を善良な管理者の注意をもって管理を行う義務を負うものとする。
6	第2		第11	1		乙は、本事業に必要となる限りにおいて、甲に対し、電力供給、上水の供給、下水道の使用(上水及び下水処理水等の使用により発生する汚水の処理)及び下水処理水の供給(以下、「ユーティリティ供給」という。)を申し込むことができる。	乙は、本事業に必要となる限りにおいて、甲に対し、電力供給、上水の供給、 <u>下水処理水及びる過水(以下「下水処理水等」という)の供給</u> 、下水道の使用(上水及び下水処理水等の使用により発生する汚水の処理)(以下、「ユーティリティ供給」という。)を申し込むことができる。
6	第2		第11	1		ただし、甲は、下水処理水については、供給可能な限りにおいて供給を行う。	ただし、甲は、 <u>下水処理水等</u> については、供給可能な限りにおいて供給を行う。
6	第2		第11	5~6		下水処理水	<u>下水処理水等</u>
8	第3	第1	第12			乙は、本契約並びに公募要項等及び応募者提案に基づき、設計、更新対象外発電設備の取合工事、各新規発電設備の建設工事及び各既設発電設備の撤去工事の各概要、各停止予定日及び各完了予定日、各新規発電設備の引渡予定日並びに更新建設工事全体の完了予定日を含む全体工事工程表を作成し、本契約締結の日から14日以内に甲に提出する。	乙は、本契約並びに公募要項等及び応募者提案に基づき、(追加:平成22年3月31日までに更新建設工事を完了できるように、)設計、更新対象外発電設備の取合工事、各新規発電設備の建設工事及び各既設発電設備の撤去工事の各概要、各停止予定日及び各完了予定日、各新規発電設備の引渡予定日並びに更新建設工事全体の完了予定日を含む全体工事工程表を作成し、本契約締結の日から14日以内に甲に提出する。
8	第3	第1	第13	2		工期の変更を請求後30日を経過しても合意に至らない場合は、甲が合理的な工期を定め、乙がこれに従う。	工期の変更について請求後30日を経過しても合意に至らない場合は、甲が合理的な工期を定め、乙がこれに従う。

頁	章	節	条	項	号	旧	新
9	第3	第1	第15			ただし、更新建設工事費の10%に相当する契約保証金を納付した場合、若しくは横浜市工事請負等競争参加心得7条第4項及び第27条第3項第1号に規定する担保を提供した場合には、履行保証保険(削除:保険)を付保する必要はない。	ただし、更新建設工事費の10%に相当する契約保証金を納付した場合、若しくは横浜市工事請負等競争参加心得7条第4項及び第27条第3項第1号に規定する担保を提供した場合には、履行保証保険(削除:保険)を付保する必要はない。
14	第3	第3	第30	1		甲が、後述第31条の規定に従い、	甲が、(削除:後述)第31条の規定に従い、
15	第3	第3	第33			乙は、乙の責に帰すべき事由により、設計完了予定日、各新規発電設備引渡予定日、取合工事完了予定日若しくは撤去工事完了予定日に、設計完了確認通知書を受領できない場合、当該新規発電設備の所有権移転ができない場合、取合工事に係る完了確認通知を受領できない場合若しくは撤去完了確認通知を受領できない場合には、	乙は、乙の責に帰すべき事由により、設計完了予定日、各新規発電設備引渡予定日、取合工事完了予定日若しくは撤去工事完了予定日に、設計完了確認通知書を受領できない場合、当該新規発電設備の所有権移転ができない場合、取合工事に係る完了確認通知(追加:書)を受領できない場合若しくは撤去完了確認通知(追加:書)を受領できない場合には、
17	第3	第3	第35	8		甲による撤去完了確認通知書の交付及び第6項の甲による乙の意見の承認を理由として、甲は本事業の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。	甲による(追加:解体)撤去完了確認通知書の交付及び第6項の甲による乙の意見の承認を理由として、甲は本事業の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
17	第3	第3	第36	1		乙は、全体工事工程表に従い、更新対象外既設発電設備の取合工事、既設発電設備の撤去解体工事及び処分並びに新規発電設備の建設工事等の更新建設工事がすべて終了したとき、書面にて甲に通知する。	乙は、全体工事工程表に従い、更新対象外既設発電設備の取合工事、既設発電設備の解体撤去工事及び処分並びに新規発電設備の建設工事等の更新建設工事がすべて終了したとき、書面にて甲に通知する。
21	第4	第1	第48	5	(4)	その他施設の性能又は乙の業務水準が要求水準に達せず、その結果、全体施設の機能に一定期間重大な悪影響を及ぼすと認められるとき。	その他施設の性能又は乙の業務水準が要求水準に達せず、その結果、全体施設の機能に(削除:一定期間)重大な悪影響を及ぼすと認められるとき。

頁	章	節	条	項	号	旧	新
22	第 4	第 2	第 49	1		乙は、維持管理・運営期間中、 <u>、</u> 公募要項等、応募者提案、維持管理・運転仕様書及び年次計画書に従い業務要求水準書記載の範囲に係る発電機棟全体の点検、保守及び修補を行う。	乙は、維持管理・運営期間中、(削除: <u>、</u>)公募要項等、応募者提案、維持管理・運転仕様書及び年次計画書に従い業務要求水準書記載の範囲に係る発電機棟(削除: <u>全体</u>)の点検、保守及び修補を行う。
22	第 4	第 2	第 50	1		甲は、発電機棟の大規模修繕又は増改築が必要となった場合、	甲は、(追加: <u>業務要求水準書記載の範囲に係る</u>)発電機棟の大規模修繕又は増改築が必要となった場合、
23	第 4	第 3	第 54			乙は、維持管理・運営期間中、公募要項等、応募者提案、維持管理・運営仕様書及び年次計画書に従い、要求水準を満たす電力及び温水供給の能力を常に保つよう発電設備等の運転、監視、点検、保守及び修補その他一切の保守管理運転業務並びに必要なに応じて更新業務を遂行する。	乙は、維持管理・運営期間中、公募要項等、応募者提案、維持管理・運営仕様書及び年次計画書に従い、(追加: <u>業務</u>)要求水準を満たす電力及び温水供給の能力を常に保つよう発電設備等の運転、監視、点検、保守及び修補その他一切の保守管理運転業務並びに必要なに応じて更新業務を遂行する。
26	第 4	第 9	第 68	2		乙は、既設発電設備については維持管理・運営期間の開始日から、 <u>取合工事後の更新対象既設発電設備及び新規発電設備については、第 32 条に規定する引渡日の翌日から、当該発電設備を用いて</u> 甲に対して電力及び温水を供給するものとする。	乙は、(削除: <u>既設発電設備については維持管理・運営期間の開始日から、取合工事後の更新対象既設発電設備及び</u>)新規発電設備については、第 32 条に規定する引渡日の翌日から、(追加: <u>更新対象外既設発電設備については平成 22 年 4 月 1 日から、</u>)当該発電設備を用いて甲に対して電力及び温水を供給するものとする。 (追加) <u>なお、更新対象外既設発電設備による電力及び温水供給の詳細は応募者提案による。</u>
26	第 4	第 9	第 68	3			(追加) <u>更新建設期間中は、甲による更新対象既設発電設備及び更新対象外既設発電設備を用いた電力及び温水供給との調整を、甲と協議のうえ行う。</u>

頁	章	節	条	項	号	旧	新
26	第 4	第 9	第 69			(消化ガスの供給)	(消化ガスの供給・有効利用)
26	第 4	第 9	第 69	2		乙は、全体施設において、公募要項等、応募者提案及び維持管理・運営仕様書に従い乙が作成する消化ガス有効利用計画に定められた有効利用方法により、甲から供給を受けた消化ガスの全量を有効利用する。乙は、消化ガスを当該有効利用方法以外の用途に利用し、又は処分してはならない。当該有効利用方法を変更しようとするときは、乙は甲との協議を経なければならない。	乙は、全体施設において、公募要項等、応募者提案及び維持管理・運営仕様書に従い乙が作成する消化ガス有効利用計画に定めた有効利用方法により、甲から供給を受けた消化ガスの全量を有効利用しなければならない。乙は、消化ガスを当該有効利用方法以外の用途に利用し、又は処分してはならない。当該有効利用方法を変更しようとするときは、乙は甲との協議を経なければならない。 (追加) (更新建設期間中は、消化ガス有効利用計画に従い、乙は消化ガスを有効利用しなければならない。ただし、甲が予定した量の消化ガスを既設発電設備により有効利用できない場合には、その分について、乙は消化ガス有効利用の責務を負わない。)
27	第 4	第 9	第 70	1		甲は、乙の維持管理及び運営が開始した後の毎事業年度開始日の2ヶ月前までに、当該年度に甲が乙に供給する予定の月毎消化ガス供給量を乙に対して通知する。	甲は、 <u>事業開始時、及びその後の毎事業年度開始日の2ヶ月前まで</u> に、当該年度に甲が乙に供給する予定の月毎消化ガス供給量を乙に対して通知する。 (追加) <u>ただし、更新建設期間中は、甲が既設発電設備によって有効利用する予定の消化ガス量も乙に対して通知する。</u>

頁	章	節	条	項	号	旧	新
27	第 4	第 9	第 70	2		<p>乙は、維持管理及び運営を開始した後の毎事業年度開始日の 1 ヶ月前までに、当該年度に乙が利用する消化ガスの用途別利用量を記した消化ガス有効利用計画を作成し、甲に提出する。当該計画には、第 1 項の消化ガス供給予定量に対応した消化ガス受入予定量、消化ガスの用途別利用量、予定電力供給量及び予定温水供給量並びに定期検査・定期補修に伴う各発電設備等の停止期間及び甲が甲の設備の点検を行うために乙が電力供給を停止する期間を月別に記載することとする。</p>	<p>乙は、維持管理・運営準備期間終了時、及びその後の毎事業年度開始日の 1 ヶ月前までに、当該年度に乙が利用する消化ガスの用途別利用量を記した消化ガス有効利用計画を作成し、甲に提出する。当該計画には、第 1 項の消化ガス供給予定量に対応した消化ガス受入予定量、消化ガスの用途別利用量、(追加:安全燃焼による消費量、) 予定電力供給量及び予定温水供給量並びに定期検査・定期補修に伴う各発電設備等の停止期間及び甲が甲の設備の点検を行うために乙が電力供給(追加:等)を停止する期間を月別に記載することとする。</p> <p>(追加)</p> <p>ただし、更新建設期間中は、甲が既設発電設備によって有効利用する予定の消化ガス量も記載することとする。</p>
28	第 4	第 9	第 73	1		<p>乙は甲に対して第 91 条ないし第 92 条に従い業務水準又は業務範囲の変更手続きを行うように求めることができる。</p>	<p>乙は甲に対して第 91 条ないし第 92 条に従い業務(追加:要求)水準又は業務範囲の変更手続きを行うように求めることができる。</p>

頁	章	節	条	項	号	旧	新
29	第 4	第 9	第 74	1		<p>乙は、本契約に特別の定めがある場合を除き、維持管理・運営期間中、維持管理・運営仕様書に従い、発電設備等の運転を行い、生産した温水を、消化タンク加温用としては 65 から 70 の温度により、発電機棟空調設備用としては 90 以上の温度又は蒸気により、消化ガス有効利用計画に記載された範囲で、甲の必要とする時間に、甲の必要とする温水量を継続して供給するものとする。なお、甲の乙に対する消化ガス供給が著しく減少したことにより、乙が公募要項等及び応募者提案記載の温水供給に係る業務要求水準を達成できないことが明らかとなった場合には、乙は甲に対して第 91 条ないし第 92 条に従い業務水準又は業務範囲の変更手続きを行うように求めることができる。</p>	<p>乙は、本契約に特別の定めがある場合を除き、維持管理・運営期間中、維持管理・運営仕様書に従い、発電設備等の運転を行い、生産した温水を、消化タンク加温用としては 65 から 70 の温度(追加:温水)により、発電機棟空調設備用としては 90 以上の温度(追加:温水)又は蒸気により、消化ガス有効利用計画に記載された範囲で、甲の必要とする時間に、甲の必要とする(削除:温水)量を継続して供給するものとする。なお、甲の乙に対する消化ガス供給が著しく減少したことにより、乙が公募要項等及び応募者提案記載の温水供給に係る業務要求水準を達成できないことが明らかとなった場合には、乙は甲に対して第 91 条ないし第 92 条に従い業務(追加:要求)水準又は業務範囲の変更手続きを行うように求めることができる。</p>
30	第 5		第 75	3		<p>更新対象既設発電設備(取合工事前の更新対象外発電設備を含む)、取合工事後の更新対象外発電設備、及び新規発電設備のそれぞれの基本料金の支払期間及び基本料金単価の計算方法は、第 4 項ないし第 6 項による。</p>	<p>(削除:更新対象既設発電設備(取合工事前の更新対象外発電設備を含む)) 新規発電設備、及び平成 22 年 4 月 1 日以降の更新対象外発電設備のそれぞれの基本料金の支払期間及び基本料金単価の計算方法は、第 4 項及び第 5 項による。</p>

頁	章	節	条	項	号	旧	新
30	第 5		第 75	旧 4			(削除) 甲は、乙に対して、維持管理・運営期間の開始日から全体工事工程表記載の最後の既設発電設備の停止日までの期間、既設発電設備(取合工事前の更新対象外発電設備を含む。)に係る電力基本料金を支払うものとする。既設発電設備に係る電力基本料金単価は、応募者提案に記載された既設発電設備に係る基本料金対象維持管理運営費を、維持管理・運営期間の開始する日が属する月から全体工事工程表記載の最後の既設発電設備の停止日が属する月までの月数で除した金額とする。
30	第 5		第 75	旧 6		第 5 章、第 75 条、6	第 5 章、第 75 条、4
30	第 5		第 75	5		甲は、乙が取合工事を行った場合、乙が取合工事に係る完了確認通知書を受領し、かつ、乙が維持管理・運営を開始した日から、取合工事後の更新対象外既設発電設備を用いた電力及び温水供給に対して基本料金を支払うものとする。この場合の電力基本料金単価及び温水基本料金単価は、それぞれ、基本料金対象建設工事費のうち取合工事に係る額及びそれに伴う支払利息に、応募者提案記載の更新対象外既設発電設備(取合工事後)の基本料金対象維持管理運営費を加えた金額を、()別紙 7 に記載の基準金利見直し前においては、取合工事に係る完了確認通知書受領日の属する月から基準金利見直日の属する月の前月までの月数により除した額とし、()基準金利見直し以後においては、基準金利見直日の属する月より乙が更新対象外既設発電設備の廃止を予定する日(平成 29 年 3 月 31 日ないし平成 39 年 3 月 31 日までの期間で乙が	甲は、(削除:乙が取合工事を行った場合、乙が取合工事に係る完了確認通知書を受領し、かつ、乙が維持管理・運営を開始した日から、取合工事後の) (追加:平成 22 年 4 月 1 日から、)更新対象外既設発電設備を用いた電力及び温水供給に対して基本料金を支払うものとする。この場合の電力基本料金単価及び温水基本料金単価は、それぞれ、基本料金対象建設工事費のうち取合工事に係る額及びそれに伴う支払利息に、応募者提案記載の更新対象外既設発電設備(平成 22 年 4 月 1 日以降)の基本料金対象維持管理運営費を加えた金額を、()別紙 7 に記載の基準金利見直し前においては、取合工事に係る完了確認通知書受領日の属する月から基準金利見直日の属する月の前月までの月数により除した額とし、()基準金利見直し以後においては、基準金利見直日の属する月より乙が更新対象外既設発電設備の廃止を予定する日(平成 42 年 3 月 31

						指定し、別表7に記載する)が属する月までの月数で除した金額とする。	日までの期間で乙が指定し、別表7に記載する)が属する月までの月数で除した金額とする。
31	第5		第75	旧7 新6		甲は、乙に対して、乙から供給を受けた電力量に電力従量料金単価を乗じた金額を従量料金として支払うものとする。電力従量料金単価は、応募者提案記載の従量料金対象維持管理運営費を別紙7記載の維持管理・運営期間中の計画発電総量(既設発電設備を用いたものを含む)で除した額とする。但し、応募者提案記載の毎年度計画発電総量を超える発電量については、前年度に北部汚泥処理センターが環境事業局から買電した単価又は上記従量料金単価のいずれか低い単価を用いて算出した電力従量料金を支払う。	甲は、乙に対して、乙から供給を受けた電力量に電力従量料金単価を乗じた金額を従量料金として支払うものとする。電力従量料金単価は、応募者提案記載の従量料金対象維持管理運営費を別紙7記載の維持管理・運営期間中の計画発電総量(削除:(既設発電設備を用いたものを含む))で除した額とする。但し、応募者提案記載の毎月計画発電(削除:総)量を超える発電量については、前年度に北部汚泥資源化センターが環境事業局から買電した単価又は上記従量料金単価のいずれか低い単価を用いて算出した電力従量料金を支払う。
34	第5		第79	1	(4)	実際消化ガス受入量	消化ガス受入実績量
34	第5		第79	1	(5)	乙は、当該勧告を受けた場合、速やかに改善措置をとる。	乙は、当該勧告を受けた場合、速やかに改善措置をとらなければならない。
44	第8		第97			本契約は、本契約に別段の規定がある場合を除き、契約の締結の日から効力を生じ、平成39年3月31日に終了する。	本契約は、本契約に別段の規定がある場合を除き、契約の締結の日から効力を生じ、平成42年3月31日に終了する。
44	第8		第98	1		...発電設備等を本契約終了後少なくとも2年間は大規模修繕を要しない程度の性能及び機能を有する水準を保った状態にしておかなければならない。	...発電設備等を本契約終了後少なくとも1年間は大規模修繕を要しない程度の性能及び機能を有する水準を保った状態にしておかなければならない。
45	第8		第100	1		発電設備の更新建設期間中において、次に掲げる場合は	発電設備等の更新建設期間中において、次に掲げる場合は

頁	章	節	条	項	号	旧	新
45	第 8		第 100	1	(3)	維持管理・運営期間の開始の予定日から 30 日が経過しても発電施設の維持管理を開始できないとき、又はその見込がないことが明らかに認められるとき。	維持管理・運営期間の開始の予定日から 30 日が経過しても発電設備等の維持管理(追加・ <u>運営</u>)を開始できないとき、又はその見込がないことが明らかに認められるとき。
45	第 8		第 100	2		発電施設等の維持管理・運営開始日以降において	発電設備等の維持管理・運営開始日以降において
45	第 8		第 100	2	(3)	連続して 6 か月以上、第 79 条(第 1 項第 5 号及び第 6 号を除く)に従った電力料金又は温水料金の減額が行われたとき。	連続して <u>2</u> 年以上、第 79 条第 1 項第 1 号又は第 2 号若しくは同条第 2 項第 1 号又は第 2 号に従った電力料金又は温水料金の減額が行われたとき。
46	第 8		第 101	2		...甲が分割払いを選択した場合は、当該買取代金は 20 年間又は契約解除日から平成 39 年 3 月 31 日までの期間のいずれか短い期間を超えない範囲で支払われるものとする。...	...甲が分割払いを選択した場合は、当該買取代金は 20 年間又は契約解除日から平成 <u>42</u> 年 3 月 31 日までの期間のいずれか短い期間を超えない範囲で支払われるものとする。...

新旧対照表（事業契約書案） 別紙

番号	番号	番号	番号	旧	新				
別紙 7	1	(1)	(a)	<p>既設発電設備（取合工事前の更新対象外既設発電設備を含む）に係る基本料金（第 75 条第 4 項）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>料金種別</td> <td>該当する費用</td> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td>基本料金対象維持管理運営費</td> </tr> </table> <p>基本料金対象維持管理運営費支払期間：維持管理運営期間開始日から全体工事工程表記載の最後の既設発電設備停止予定日まで期間（[]月間）</p>	料金種別	該当する費用	基本料金	基本料金対象維持管理運営費	（削除）
料金種別	該当する費用								
基本料金	基本料金対象維持管理運営費								
別紙 7	1	(1)	旧(d) 新(b)	<p>(d)新規発電設備 2 に係る基本料金（第 75 条第 6 項）</p> <p>基本料金対象更新建設工事費等支払期間：引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から 20 年間若しくは平成 39 年 3 月 31 日までの期間のいずれか短い期間（[]月間）</p> <p>基本料金対象維持管理運営費支払期間：引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成 39 年 3 月 31 日までの[]月間</p>	<p>(b)新規発電設備 2 に係る基本料金（第 75 条第 4 項）</p> <p>基本料金対象更新建設工事費等支払期間：引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から 20 年間若しくは平成 42 年 3 月 31 日までの期間のいずれか短い期間（[]月間）</p> <p>基本料金対象維持管理運営費支払期間：引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成 42 年 3 月 31 日までの[]月間</p>				
別紙 7	1	(1)	旧(e) 新(c)	<p>(e)新規発電設備 3 に係る基本料金（第 75 条第 6 項）</p> <p>基本料金対象更新建設工事費等支払期間：引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から 20 年間若しくは平成 39 年 3 月 31 日までの期間のいずれか短い期間（[]月間）</p> <p>基本料金対象維持管理運営費支払期間：引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成 39 年 3 月 31 日までの[]月間</p>	<p>(c)新規発電設備 3 に係る基本料金（第 75 条第 4 項）</p> <p>基本料金対象更新建設工事費等支払期間：引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から 20 年間若しくは平成 42 年 3 月 31 日までの期間のいずれか短い期間（[]月間）</p> <p>基本料金対象維持管理運営費支払期間：引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成 42 年 3 月 31 日までの[]月間</p>				

番号	番号	番号	番号	旧	新
別紙 7	1	(1)	旧(b) 新(d)	(b)取合工事後の更新対象外既設発電設備に係る基本料金(第75条第5項) 基本料金対象更新建設工事費等支払期間:引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成[]年[]月[]日まで期間([]月間) 基本料金対象維持管理運営費支払期間:引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成[]年[]月[]日まで期間([]月間)	(d)(削除:取合工事後の)更新対象外既設発電設備に係る基本料金(第75条第5項) 基本料金対象更新建設工事費等支払期間:平成22年4月1日から平成[]年[]月[]日まで期間([]月間) 基本料金対象維持管理運営費支払期間:平成22年4月1日平成[]年[]月[]日まで期間([]月間)
別紙 7	1	(1)	(f)	(f)電力従量料金(第75条第7項) 従量料金対象維持管理運営費支払期間:維持管理・運営期間開始日から平成39年3月31日までの期間([]月間)	(f)電力従量料金(第75条第6項) 従量料金対象維持管理運営費支払期間:維持管理・運営期間開始日から平成42年3月31日までの期間([]月間)
別紙 7	1	(2)	旧(b) 新(a)	(b)新規発電設備1に係る基本料金(第75条第6項) 基本料金対象更新建設工事費等支払期間:引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から20年間若しくは平成39年3月31日までの期間のいずれか短い期間([]月間) 基本料金対象維持管理運営費支払期間:引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成39年3月31日までの[]月間	(a)新規発電設備1に係る基本料金(第75条第4項) 基本料金対象更新建設工事費等支払期間:引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から20年間若しくは平成42年3月31日までの期間のいずれか短い期間([]月間) 基本料金対象維持管理運営費支払期間:引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成42年3月31日までの[]月間
別紙 7	1	(2)	旧(c) 新(b)	(c)新規発電設備2に係る基本料金(第75条第6項) 基本料金対象更新建設工事費等支払期間:引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から20年間若しくは平成39年3月31日までの期間のいずれか短い期間([]月間) 基本料金対象維持管理運営費支払期間:引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成39年3月31日までの[]月間	(b)新規発電設備2に係る基本料金(第75条第4項) 基本料金対象更新建設工事費等支払期間:引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から20年間若しくは平成42年3月31日までの期間のいずれか短い期間([]月間) 基本料金対象維持管理運営費支払期間:引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成42年3月31日までの[]月間

番号	番号	番号	番号	旧	新
別紙 7	1	(2)	旧(d) 新(c)	(d)新規発電設備 3 に係る基本料金(第 75 条第 6 項) 基本料金対象更新建設工事費等支払期間:引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から 20 年間若しくは平成 39 年 3 月 31 日までの期間のいずれか短い期間([] 月間) 基本料金対象維持管理運営費支払期間:引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成 39 年 3 月 31 日までの[] 月間	(c)新規発電設備 3 に係る基本料金(第 75 条第 4 項) 基本料金対象更新建設工事費等支払期間:引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から 20 年間若しくは平成 42 年 3 月 31 日までの期間のいずれか短い期間([] 月間) 基本料金対象維持管理運営費支払期間:引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成 42 年 3 月 31 日までの[] 月間
別紙 7	1	(2)	旧(a) 新(d)	(a)取合工事後の更新対象外既設発電設備に係る基本料金(第 75 条第 5 項) 基本料金対象更新建設工事費等支払期間:引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成[]年[]月[]日まで期間([] 月間) 基本料金対象維持管理運営費支払期間:引渡しを受けかつ乙が維持管理を開始した日から平成[]年[]月[]日まで期間([] 月間)	(d)(削除:取合工事後の)更新対象外既設発電設備に係る基本料金(第 75 条第 5 項) 基本料金対象更新建設工事費等支払期間:平成 22 年 4 月 1 日から平成[]年[]月[]日まで期間([] 月間) 基本料金対象維持管理運営費支払期間:平成 22 年 4 月 1 日から平成[]年[]月[]日まで期間([] 月間)